

スクラム

2024年5月号
第229号

編集・発行

「スクラム」編集部

〒732-0057 広島市東区二葉の里 1-3-16 スクラムユニオン・ひろしま

TEL/FAX 082-264-2310 scrum_u34@ybb.ne.jp 郵便振替 01310-1-65053

銀行振り込み先 もみじ銀行 三篠支店 普通 口座番号 1820186

「育成就労制度」はまやかしだ！



「育成就労制度」はまやかしだ！

土屋 信三 委員長

なぜ、技能実習生制度が「現代の奴隷制度」あるいは「3年間の人身売買」と呼ばれるのか。技能実習生たちは、最近ではベトナムからの実習生が増大しているが、中国、フィリピン、インドネシア、カンボ

アジア、タイ、ミャンマー（ビルマ）スリランカなど、アジア各国から日本に来ている。彼らの置かれている状況は、1) 就労の自由がない。2) 移動の自由がない。3) 事業主に逆らえば強制帰国させられる。背景としての莫大な保証金（借金）の存在がある。これらの条件のために、実習生たちは債務奴隷として無権利状態に置かれ、さまざまな人権侵害に遭うことになる。

この制度ほど、建前と実態が乖離したものはない。建前では、日本の優れた技術、技能を発展途上国に移転する。すなわち、国際貢献のために行うというものである。しかし、実態は、最低賃金で働く労働力を3年間確保するというものであり、実習生たちも出稼ぎとして、借金を返し、300万円を蓄えようと必死になって仕事をする。

彼らは母国の送り出し機関に莫大な保証金（70万円から100万円ぐらい）を取られている。実習生たちはその借金を返すために必死で働かざるを得ない。そして、借金を返した上で、さらに300万円ぐらゐを稼ぐことを目標に来日する。そこで実習生たちに対する威圧、脅迫として使われるのが「帰国させるぞ」という脅し文句である。もし、借金を抱えたまま強制帰国させられると、実習生たちは母国で莫大な借金を抱えて路頭に迷うことになる。

すると、どうなるのか？残業代が時給300円であっても、1か月の残業時間が200時間を超えるような苛酷な労働であっても、耐えて仕事をせざるを得ない。その辛さに耐えかねて失踪すれば、「不法滞在」「不法就労」という形で犯罪者として警察からも、入管からも追われる身となってしまう。これは外国人技能実習制度に就労の自由や移動の自由という基本的人権がないからである。そのため、彼らはただひたすら耐えて耐えて、3年間の実習期間を過ごし、お金を稼ぐ努力を重ねるのである。

理念がどれほどすばらしくても、実態は最低賃金で3年間縛り続けるものであり、利権の構造が組み込まれている。送り出し機関は、さまざまな名目で実習生たちからお金を徴収し、受入協同組合＝監理団体は事業主から管理費名目で一人当たり月に3～5万円を徴収する。日立笠戸事業所事件で有名になったフレンドニッポンなどは月に7万円の管理費を取っていた。本来は非営利団体であるはずの監理団体が莫大な利益を得ているという利権の構造が横たわっている。

外国人労働者にも職業選択の自由、移動の自由を！奴隷制度を廃絶しよう！

あまりにも人権侵害がひどく、これまでの実習生制度は廃止されることとなった。代わって出されてきたものが「育成就労制度」である。では、この「育成就労制度」は実習生制度の下で繰り返されてきた人権侵害を取り除くことができるのだろうか？答えはNO!である。

「育成就労制度」は、技能実習制度を廃止するのではなく、発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とするなどと位置づけられた。そこでは実習生制度の持つ問題点が何ら解決されていない。憲法で保障された職業選択の自由、移動の自由もない。特定技能で設定された分野でしか働くことができない。そして、転籍（会社の移動）も、同一企業での就労が1年以上、日本語検定N5以上が必要とされる。送り出し機関にしても、受入協同組合＝監理団体も、実習機構なども名称は変わるが構造は変わらない。利権の

構造も温存される。何のことはない。名前が変わるだけで、中身はそっくりそのままである。ただ、3年間の縛りが2年間になっただけと言っていい。しかも、どさくさに紛れて永住取消の仕組みまで導入されようとしている。加えて在留カードとマイナンバーカードを同一化して外国人労働者への管理強化が計られようとしている。

このような「育成就労制度」を成立させてはならない。労働者が労働者として受け入れられるまっとうな移民政策を実現しよう！

(写真は、国会前シットインの様子)



沖縄のフィリピン技能実習生たち、5月から新会社で就労！

日本人作業員から、日常的に暴力、暴言を受け、耐えかねて沖縄を脱出したフィリピン人技能実習生たちは、多くの心ある支援者の手助けを借りて、早期に新しい実習先企業と監理団体を見つけることができた。手続き終了まで新監理団体の研修施設に住み、日本語学習をしながら就労できる日を待った。生活費についても、スクラムユニオンが旧監理団体と交渉し、1人1日1,000円、1ヶ月分を出させることができた。

旧送り出し機関の抵抗もあり、思いのほか時間がかかったが、5月の連休明けに広島に来て、2人ずつに分かれ2つの新しい企業で働き始めた。本人たちの喜びようは言葉にならない。覚えた日本語で感謝のメッセージがそれぞれから届いている。あるメンバーのメッセージを紹介する。「皆様、本当にありがとうございました。またお会いできるのを楽しみにしています。」これで、まずはひと安心である。

スクラムユニオンにはもう一つやらなければならないことがある。残業代未払い請求、暴力に対する慰謝料請求、医療費の請求などである。団体交渉を行う予定であったが、沖縄の企業はこの要求をすべて拒否し、ゼロ回答をしてきた。闘いの場を代えて争うことになる。

4/26 「チェルノブイリ・デー」座り込み抗議運動に参加して 竹本 淳一

今年も晴天の中、4月26日の12時15分から12時45分まで原爆ドームの慰霊碑前で標記の座り込み抗議運動が行われた。

原爆が広島に落とされて78年、チェルノブイリ原発事故から38年、福島原発事故から13年がたち、核の恐怖が薄れてきたが、今年1月に発生した能登半島地震は、あらためて原発の危険性を明らかにした。もし地震災害と原発事故との複合災害が発生していれば、道路の寸断や集落の孤立などから住民の

避難が確保できないまま被爆する最悪の事態を招いたかもしれないと思うと、ぞっとする。

核と人類は共存できない。新たなヒバクシャをうまないためには、「核絶対否定」の道しかなく、人類史上初めて戦争での原子爆弾の惨禍を被った広島からこの原則を訴え続けていこうと決意を新たにした。

また、広島市は今年の8月6日の平和記念式典の入場規制範囲を平和公園全体に広げ、拡声器やプラカード、ビラの持ち込みなどを禁止すると発表した。言論・集会の自由は憲法に保障された基本的人権であり、規制すべきものではない。広島市の方針に断固反対する。



5/3 ヒロシマ憲法集会

5月3日、広島弁護士会館で「戦争させない・9条壊すな！ヒロシマ総がかり行動実行委員会」主催の『2024平和と命と人権を！ 5. 3ヒロシマ憲法集会』が開催された。集会テーマは「憲法9条で生活破壊を止めよう 戦争が起きる前に人が死ぬ！」で、会場は226名の参加者で満席となった。

冒頭、実行委員会共同代表の山田延廣弁護士が開会挨拶を行った。山田弁護士は、「政府は自衛隊を米軍の指揮下に組み込み、台湾有事の際には米軍とともに中国に先制攻撃できる軍隊強化をもくろむなど、軍事大国化に突き進んでいる」と岸田政権を厳しく批判した。そして、放映中のNHK朝の連続ドラマ『虎に翼』の主人公猪爪寅子(いのつめともこ)の生き方を紹介し、不条理なことに対して黙っておらずに闘おうと参加者に呼びかけた。続いて元朝日新聞記者で和光大名誉教授竹信三恵子さんが集会テーマを題にした講演を行った。

竹信さんは、冒頭、戦前の「家」制度は「女性を家庭に押し込め、ただで育児・介護労働などをさせるもの」とし、為政者はこの「家」制度を利用して、社会保障費を抑制し、軍事費に充て戦争を遂行していたと批判した。

現在の政治状況については、「すでに私たちが生活に使えるはずの重要な公的資金が軍拡に注ぎ込まれ、私たちの生活を締め上げていて、戦争が始まる前の段階にある」と指摘した。そして、5年間で43兆円という防衛費増額を強行する岸田政権に対して、「軍拡を進めれば、生活と人権への公的支出を抑え込むことになり、犠牲者が出ている。戦争は起きる前から人を殺す。9条を中心とした戦後憲法の回復に取り組む必要がある」と訴えた。

自民党改憲案は、①「戦力の不保持」「交戦権の放棄」を謳う9条を否定するものであり、②緊急事態条項を追加し、緊急時・戦時下に総理大臣に非常大権を与え、国民の人権を制約し、公的命令への服従義務を強制するという問題があるとされている。

竹信さんの主張は、戦争突入の前に社会保障費の削減を通じて人が殺されるというもので、貧困や雇用劣化問題などに詳しい竹信さんならではの、社会的弱者や女性の視点からの生活に根ざした改憲反対論である。参加者に生活者の立場に立って改憲反対の運動のすそ野を広げることを訴える意義ある内容の講演であった。

広島県労協24春闘討論集会

4月26日、東区民文化センターにおいて、広島県労協春闘討論集会が開催された。

今回の討論集会は、池上議長の福山市議選での当選を受けての開催であったため、冒頭から祝福ムードがあふれていた。

開催あいさつに立った池上議長は、当選にあたり県労協の仲間の支援に対する感謝に始まり、7期目になる議員活動への決意が語られた。ウクライナやガザなどの情勢の進展と日本が軍事大国化への道を進んでいることへの警鐘、県労協としての闘いの重要性が強調された。

基調として、土屋副議長から全労協の春闘方針を簡潔にまとめたものが報告された。西日本春闘討論集会に参加されたメンバーたちには復習的なものとなったが、われわれがどのような闘いを推し進めなければならないかの指針となった。

その後、県労協を構成する各組合からの報告があった。スクラムユニオンからは、ゲイソー分会の仲間から報告があった。福田分会長から、降格人事、隔離部屋への配置転換、仕事の取り上げといった社長以下のパワハラの実態が報告され、多くのメンバーが精神的に追い詰められたりしているが、会社に対して道理を貫いて一矢報いる決意が表明された。会場からは激励の拍手が鳴り響いた。

最後は池上議長の音頭で、「団結ガンバロー」で締めくくった。



闘争短信

共立プラスチック 30日の出勤停止を撤回させ職場復帰

自動車部品の検査でライン仕事をしていたAさんは、夜勤で働いて睡魔に襲われるため隣のラインの人とおしゃべりをしていた。そのことが会社にわかり、注意を受けた。何度目かの注意で、事務所に呼ばれ「30日間の出勤停止、その間賃金は支給しない」という処分を受けた。30日間給料が払われないのは大変なことだ。母国への仕送りができないばかりか、生活にも支障を来す。困り果てたAさんは、人づてにスクラムユニオン・ひろしまを知り相談してきた。

おしゃべりが原因で30日の出勤停止（休日を含めると40日間にもなる）はあまりにも酷い。さっそく団体交渉を行った。参加してきた製造部長は、「何度も注意した」というが、何度も注意したら即30

日間の出勤停止になる根拠を示すことはできなかった。しかも、その注意をするときに通訳を介することもなかった。通訳がいなくて十分な理解が得られるはずもない。問い詰めると、作業の説明も注意も普段から通訳をとおして母国語で伝えることはないという。今回、重たい処分であるのに、面談も通訳のいない中で行われていた。単なるペナルティーではないか。仕事のおしゃべりは決して良いとはいえないが、十分な話し合いも行われず、すべて日本語で処理するというのは、あまりにも無神経である。これで実習生を雇用して働かせることができているのか！？すべて撤回するように要求した。

2回目の団交で、会社側はすべて非を認め、Aさんへの処分を撤回してきた。同じような処分を受けていた実習生が他にも4名いた。会社は、全実習生の前で謝罪することと、Aさん以外の4名に対しても賃金100%を支払うことを約束した。また、出勤停止期間に勝手に有給休暇を消化させていたが、有休の権利をすべて返還させた。全面勝利であった。

この話が社内で話題となり、他の実習生から相談がきている。残業代の未払いがあるので、さっそく資料を取り寄せて検討に入っている。また、実習生たちが自発的に会社に話し合いを要求しているというので、この様子も把握して対処していきたい。できればスクラムユニオンとして組織化したいものである。

本 四 バ ス 2 4 春 闘 続 報

妥結の概要

会社は、4月11日第2回団交で、乗務員の基本給一律8,500円引き上げ要求に対して、現在の経営状況から3,000円アップが限界だと回答してきた。

そのかわり、これまで閑散期の出勤日数が所定日数を満たさない場合は基本給を減額していたのを廃止し、これからは閑散期でも基本給は全額補償するという代案を示した。この「閑散期の休業補償制度」（以下「制度」）の廃止は、実質的に月平均で3,358円アップの効果があるので賃上げに相当する。

組合は、組合員の意見を集約し、4月23日の第3回団交で、①2024年4月11日より基本給を一律3,000円引き上げる。②今年度だけでなく来年度以降も閑散期でも基本給を全額補償する趣旨の確認書を締結することで妥結した。

閑散期の基本給減額問題とは

2018年当時、観光バス運転士は全員月給制の契約社員だった。会社は、観光バス運転士が閑散期に所定労働日数の勤務を満たしていないのに基本給を全額受給するのは他の部署の社員との均衡を欠くとし、所定勤務日数に足りない部分は控除して、その分は60%の休業補償を支払うというように就業規則を変更しようとした。この変更提案は、閑散期に所定労働日数の半分しか勤務がない場合は基本給が20%も引き下げられるというとてもないもので、会社は、これに同意しなければ次回契約の更新は行わないと脅してきた。分会は脅しに屈せずスクラムユニオン・ひろしまに加盟し、闘う決意を固めた。

しかし、組合の反対にもかかわらず、会社は従業員代表を分会長から会社の意を汲むものに変えてまで就業規則変更を強行した。

組合は、ストライキ体制を構築して闘った。その結果、変更した就業規則を元に戻すことはできなかったが、同年11月に、就業規則をこえる上位の労働協約を締結し、会社に閑散期でも勤務日の確保を義務付けさせ、基本給削減の幅を5%までに押しとどめた。また同時に契約年数に関係なく当時の契約社員全員の無期転換をかちとり、従業員代表も分会長に戻し、健全な労使関係を構築することを確認した。

その後、コロナ禍で、観光バス職場が長期間閑散状態となるなかで、労使は「制度」を運用するのではなく、国の雇用調整助成金特例制度を活用し、基本給及び諸手当の100%を補償するという確認書を締結して雇用を維持させてきた。結局会社は、コロナ禍で雇調金制度を利用したことで、自らが策定した「制度」のひどさを自覚し、今春闘で「制度」廃止を提案してきた。

組合は、「制度」を廃止させたことに踏まえ、キロ手当のさらなる増額や運行管理手当の拡充などの継続課題実現の取り組みを強化していく。

スクラムユニオン・ひろしま第23回定期大会開催

7月6日(土) 14:00～ 西区民文化センター大会議室

スクラムユニオン・ひろしまの活動報告と予定

4月の報告 (一部抜粋)	5月の予定 (一部抜粋)
2/3日 出雲労働相談 統一コミティ 実習生ネット	3日 憲法集会、NPO理事会
5/6日 解雇・パワハラなんでも労働相談ホットライン	9日 フジアルテ団交、もみの木団交
7日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会	10日 アバンセ団交、クラブ・デモ団交
8日 アスベストユニオン、ユニオンネット他	11日 GL分会
9/10日 出雲労働相談	12日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会
11日 本四バス団交	13日 フォーブル団交
12日 NHグループ団交、グローウェル団交、共立プラスチック団交	14日 統一コミティ、中労委
13日 野村建設団交	16日 ウィルコーポレーション団交
18日 ふれあい学習会	18日 実習生ネット、CUNN運営委員会
19日 共立プラスチック団交他	20日 出雲村田門前行動
20日 GL分会	22日 ユーシン裁判
23日 出雲労働相談、本四分会、本四バス団交	23日 ふれあい学習会
26日 県労協春闘討論集会 他	26日 NPO非正規労働相談センター総会
	6月2日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会 他